

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月28日
【会社名】	新日鉱ホールディングス株式会社
【英訳名】	NIPPON MINING HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高萩 光紀
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役(常務役員) 杉内 清信
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は東京都千代田区大手町二丁目6番3号で行っています。)
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注)平成22年6月28日開催の定時株主総会において、商号及び本店所在地変更の承認を得ましたので、平成22年7月1日より以下のとおり変更します。

(会社名) J X日鉱日石金属株式会社

(英訳名) JX Nippon Mining & Metals Corporation

(本店の所在の場所) 東京都千代田区大手町二丁目6番3号

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長高萩光紀及び取締役(常務役員)杉内清信は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲としました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社87社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社21社及び持分法適用会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

当社は、新日本石油株式会社と共同して株式移転を行うことにより、平成22年4月1日、当社の完全親会社となるJXホールディングス株式会社を設立しました。また、平成22年5月26日開催の当社取締役会において、同年7月1日をもって、当社の特定子会社かつ完全子会社である株式会社ジャパンエナジーが新日本石油株式会社と吸収合併をすること及び当社が行っている子会社管理等の経営管理事業に関して有する権利義務を吸収分割によりJXホールディングス株式会社へ承継させることを決議しました。これらにより、当社の翌期以降の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5【特記事項】

該当事項はありません。